

○大府市野外コンサート実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の音楽への関心を高め、理解を深めるとともに、文化芸術活動を促進するための事業を実施する団体に対して予算の範囲内で交付する大府みどり公園野外コンサート実行委員会交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府みどり公園野外コンサート実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、実行委員会が大府みどり公園で開催するクラシック音楽等のコンサート及び市民又は市ゆかりの個人若しくは団体等による発表会等を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれのある事業
- (3) 本市の他の交付金、助成金又は補助金を受けて実施する事業

(対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に係る経費で、別表に掲げるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額の範囲内で市長が定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		内容
賃金		人件費等
報償費		事業に係る出演者、司会者、台本制作、メイク、衣装、台本制作、カメラマン、映像制作者、舞台監督、アドバイザー、ディレクター、デザイナー、助手、講師、出店者、会場整理員等への謝礼、記念品等
旅費		鉄道運賃、車賃、航空運賃、宿泊費、日当等
需用費	消耗品費	物品購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	出演者、スタッフ等の飲食物経費
	印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット、アンケート用紙、カタログ、入場券、プログラム、案内看板、のぼり、事業啓発物品等の印刷製本費（デザイン料を含む。）
役務費		郵送料、振込手数料、保険料等
委託料		案内看板設置、機材等運搬、駐車場整理、会場設営、撮影・編集、託児等の委託料
使用料及び賃借料		会場、付属設備、楽器、楽譜、衣装、機器、自動車、有料道路、駐車場、著作権等の使用料又は借上料
備品購入費		備品購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
負担金		研修負担金
その他		その他市長が必要と認める経費